

事務処理ミスの状況 令和7年11月公表分

(弘前市総務部人事課)

【定期公表 1件】

No.	判明年月日	概要	分類	所管課等
1	R7. 10. 14	令和7年10月8日付けで特別児童扶養手当の所得状況届に伴う決定通知書213件を発送した際、うち受給者氏名に対して誤った住所を記載した通知書を30名分発送していたもの。	誤送付	こども家庭課

事務処理ミス等の概要

課室名:こども家庭課

問い合わせ先:0172-40-7039

事務処理ミス等の名称	特別児童扶養手当に係る通知書の誤送付
発生日(分かる場合)	令和 年 月 日() 時 分
判明日	令和7年10月14日(火) 10時20分
事務処理ミス等の概要	令和7年10月8日付けで特別児童扶養手当の所得状況届に伴う決定通知書213件を発送した際、うち受給者氏名に対して誤った住所を記載した通知書を30名分発送していたもの。
判明した経緯	10月14日、通知書を受領した1名から、別人の氏名が記載された通知書が届いたとの連絡があり、送付対象リストを確認したところ、30名分について、対象者の氏名に対して誤った住所が記載されていたことが判明した。
関係者への対応状況	10月17日付けで正しい通知文書を送付し、11月5日付けで30名全員にお詫びの文書を送付した。
事務処理ミスの原因	送付用の対象者リストを作成した際、所得状況届の提出が必要な対象者のデータからコピー＆ペーストで作成したため、30件について氏名と住所等の貼付け位置を間違えたもの。
再発防止のための改善策	送付用データを作成する際の作業をコピー＆ペースト以外の手法へ改めるとともに、通知書と送付対象者リストをチェックする際、元データとも確認するよう、チェック体制を見直す。